

平成23年度「道路ふれあい月間」実施要綱

1 目的

当月間は、各種運動を通じて、道路を利用している国民に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識してもらい、さらには道路をいつくしむという道路愛護活動の推進及び道路の正しい利用の啓発を図り、道路を常に広く、美しく、安全に利用する気運を高めることを目的とする。

2 期間

平成23年8月1日（月）から8月31日（水）までの1箇月間

3 主催

国土交通省

4 推進標語

推進標語を募集し、最優秀賞及び優秀賞を選定する。

5 功績表彰

国土交通大臣及び都道府県知事等は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し功績が特に顕著な民間の団体又は個人を表彰する。

6 推進要領

道路管理者は、当月間において、より多くの方が道路の役割及び重要性を十分理解し、自主的かつ積極的に各種運動に参画できるように努めることとする。このため、地域住民や協賛団体の関係者等を構成員とする委員会等を設置するなどして、その意向・意見を把握し、できる限り地域住民等が主体となって実施できる運動を設定し、各地域の特性に応じた効果の高い運動の展開に努める。

また、「道の駅」等道路利用者が多く集まり、かつ地域情報を発信できる場所の活用に努めることとする。

さらに、各種運動により道路交通環境の向上などが図られ、当月間を越えた効果のある取り組みにつながるように配慮するものとする。

なお、各種運動は、当月間の目的に照らし効果的かつ必要性が認められるものを設定するものとし、内容や金額が過度なものとならないよう広報広聴経費の適正な執行に努めるものとする。